公益財団法人公益事業支援協会 令和４年度事業計画

第１ 本年度の事業

1. 公益活動を行う組織の設立・運営の支援

（事業の内容）

現在一般財団・社団法人として登録している法人が 65,422 法人があり，これらの法人のうち公益認定を受けた方がより公益活動を行うことができる法人が多いと思われるのでそれらの法人が公益認定を受けるための手続を支援する。

また， これから公益法人を設立したいと思っている人に対して，一般法人の設立から公益認定を受けるための手続きを支援する。

そこで，当法人の事業として公益認定及び公益認定後の運営を全面的に支援するため以下の事業を行う。

(1) 一般社団・財団法人設立及び公益認定申請手続き

⑵ 公益認定を受けるために必要な書類作成等

⑶ 定款・役員報酬規定等の作成

⑷ 事業計画書・収支予算書の作成

⑸ 社員総会・評議員会・理事会等の議事録の作成

(6) 法人運営・会計・税務に関すること

2. 公益活動を行う組織の普及啓発事業

⑴ セミナー事業

コロナが収束していないので昨年度は１回も行うことができなかった。

本年度は，当法人公益認定取得記念セミナーとして，第１回目は本年7月１８日ホテルオークラで 400 名定員の会場を借りて開催する。それ以降本年度は，3回～5回開催する。セミナーは，前期の事業計画においては，1人3，000円の参加料を支払ってもらうことを予定していたが，今期は寄附金と株式配当金があるので参加料を無料とする。

公益事業を推進するためのセミナー

① 対　　象　公益活動を行いたいと思う個人・法人の役職員

② セミナー講師　公益事業を行っている団体の役員，学者，弁護士・公認会計士・税理士等に依頼する。

③ 本年度は年３回～6 回開催する。

④ 開催する場所は，ホテルオークラ・虎ノ門法経ホール・その他大阪・名古屋においても開催するものとする。

(2) 懸賞論文の募集

① 懸賞論文は，年１回募集し，賞金は1回につき合計200万円とする。

② 応募対象者は，個人・法人・グループのいずれも可とする。

③ ホームページ・新聞・雑誌等に懸賞論文募集の広告をする。

④ 表彰を受けた論文は，ホームページに掲載する。

第２ 本年度の事業開始にあたって

当法人の事業目的は、公益活動を行う組織の設立・運営の支援及び公益活動を行う組織の普及啓発事業である。この事業目的を達成するために今期から以下のことを行う。

1. 公益法人研究室の開設

昨年度相談事業は０件であった。今期は小規模公益法人設立のパンフレット等を作成し広報活動をする。

相談者から相談があったときは，相談員から公益認定申請に関して必要な一般的な事項を説明してもらい，相談者が更に詳しく知りたいときは，当法人の常設の研究室を利用することができるようにし、当法人の会員であれば誰でも使用できるようにし，下記の書籍等を揃える。

⑴ 公益法人に関係する書籍。

⑵ 公益認定申請に必要なマニュアルを作成し備え置く。

⑶ 公益認定受けた法人が一般法人を設立した後公益認定申請をし，公益認定を受けるまでの一切の関係書類。

また，研究室には，法律学系の大学院博士課程に在籍する者または同等以上の経歴を有する者が常駐し，公益認定申請その他公益法人運営等に関する様々な問題に関するＱ＆Ａを作成し用意する。

会員が、研究室を利用して公益法人制度に関して詳しく知りたいとき、会員自身が研究員となり，研究員と共に研究することができるようにする。

2. 支所の開設

本年度は，本法人事業の実質的な１年目であるが，当法人の活動を全国的に広げる第1歩として，大阪と名古屋に支所を開設し，同時に支所にも公益法人研究室を開設し研究員を置くこととする。

3. 財源の確保

本年度の事業を行うためには年間4，000万円の事業費がかかり，これらの事業費は今後継続して確保する必要がある。

そこで，この財源を継続的に確保するため，千賀理事長から時価総額約9億円の株式の贈与を受け，同株式の配当金として年間2，000万円以上が見込める。

4，000万円から会員からの会費収入300万円を差引いた3，700万円が不足する。この3，700万円のうち2，000万円を配当金で充当し，残1，700万円は理事長及び弁護士法人 TLEO 虎ノ門法律経済事務所他 TLEO グループの法人からの寄付を受けることになっている。

以上